

# 原 告 団

## ニュース 104号

2014-11-5 発行

### 目 次

裁判報告	1
再処理準備書面(132)要旨	5
川内原発再稼働するな！フクシマを忘れない！	6
「脱原発原告団全国連絡会」発足会に参加して	7
2014年 反核燃 秋の共同行動の報告	8
近藤駿介・前原子力委員長及び歴代前首相に聞く	9
福島原発事故の県内への影響(その1)	10
六ヶ所核燃などを巡る動き	11
お知らせなど	12

次回裁判 2014年12月5日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議  
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

## 裁判報告

代表 浅石紘爾

### 1. 脱原発の流れに掉さず企み

福島第1原発(1F)の吉田昌郎元所長の「吉田調書」をめぐり、朝日新聞社は「所長命令違反で撤退」の記事を誤報として取消し、謝罪会見をしました。しかし、吉田調書を読むと多数の所員らが第2原発(2F)へ退避しており、この事態が元所長の意向に反していたことは間違いない事實です。

すなわち、元所長は、職員らに対し1Fの近辺の低線量地域に退避して次の指示を待てと言ったつもりなのに(2Fへ退避しろと指示していない)、結果的に所員らは所長の指示に反して2Fへ退避してしまったのですから、「命令違反」とまでは言えないにしても、所長指示に違反した状態が作出されたことは事実で、はたして「誤報」と判断できるかは疑問です。逆に大移動であることから、所員らの自発的行動とは考えにくく、別系統からの指示があったのではないかと推測されてもおかしくありません。原子炉のメルトダウン、冷却喪失による使用済燃料の溶融の懼れという危機的状況の中で、現場の最高司令官の意向がきちんと伝わらず、職員が右往左往したことの方が大きな問題ではないでしょうか。

ことの本質が、危難時における指示命令系統が

混乱・麻痺した事実にあるにもかかわらず、誤報と決めつけ、脱原発報道の先鋒である朝日新聞をここぞとばかりに非難する週刊誌などのマスコミに悪意を感じざるを得ません。また、当初は公表しないと言っておきながら、敵失に乗じて、吉田調書公表に踏み切った政府の対応には、明らかな原発回帰の意向が読み取れます。

吉田元所長の事故対応能力の有無は別として、事故後犠牲的精神で事故対応にあたったことを否定するものではありませんが、彼は1F現場の最高責任者であると同時に事故責任者の1人であることを忘れてはなりません。現在不徹底な原因究明しか行われておらず、汚染対策、被害者救済も中途半端、事故再発防止対策、住民の避難計画などの目途も立たない中で、原発を再稼働させようとするかつての“原子力ムラ”的無責任さは目を覆うばかりです。

“朝日叩き”は、福島原発事故がもたらした上記の根源的問題を国民の目からそらそうとする陰険な試みのように思えてなりません。“朝日叩き”をする暇と紙面があるのなら、もっと大事なことを報道すべきだと思います。朝日には、権力監視と人権擁護の姿勢を貫き、勇気をもって報道にあたってもらいたいものです。

## 2. 日本原燃の国営化議論と東海再処理工場の廃止



2014.9.14 東奥日報

経産省の総合資源エネルギー調査会原子力小委員会（2014.9.16 第1回）での日本原燃の認可法人化論議には正直びっくりしました。日本原燃が破産寸前の会社であることは、原告団がつとに主張してきたところですが、その救済方法をどうするかという話です。福島原発事故で経営破綻した東京電力、新規制基準に適合させるため巨額の出費を余儀なくされる電力会社に、日本原燃を支える余裕はありません。電力自由化導入に伴う2016年から始まる電力小売り、総括原価方式の廃止で電力会社の台所は火の車で、とても採算性のない六ヶ所再処理工場などに関わっていられないのが実情です。こんな会社は早々に倒産処理すべきです（法律的に言えば、経理的基礎を欠くので指定取消）。核燃・再処理を推進する経産省の中核部門が、核燃事業の見直し、再処理を担う日本原燃の破綻を前提とした議論をしているのです。この前提は極めて正しい。ところが議論は、再処理政策の転換に向わずに、どうしたら日本原燃を助けることができるかというお門違いの話になっているのです。その方法として、経産省の認可法人（原子力発電環境整備機構 NUMO もその

一つ）にして国の管理、監視を強めるべきである、再処理費用を電気料金の値上げで獲得すべし、国が債務保証をなどと、とんでもない意見が出されています。すばり再処理を止めれば、このような不毛な議論をする必要はなくなります。

東海再処理工場を廃止するというニュースにもびっくりさせられました。目的を果たしたというのが公式見解ですが、耐震補強費用が莫大にかかるので放棄というのが真相のようです。六ヶ所再処理工場も同じ運命を辿ることを、このニュースで予言しておきます。

## 3. 不当な太陽光発電の買取り中止



2014.10.9  
デーリー東北

電力会社というのは本当に身勝手です。原発より再生可能エネルギーという世論が高まり、エネルギー基本計画でも「導入を最大限加速し、積極的に推進」と謳っています。それなのに、電力会社は原発の再稼働にこだわり、再生可能エネルギーの促進に消極的です。その例が、太陽光発電

の買取り手続き中断です。増えすぎると、出力が天候で左右され、電力需要に合わせた供給力の調整が難しいという説明がなされていますが、本音は脱原発の世論に水差すことを狙っているとしか考えられません。発電量の変化を予測する技術の開発も進んでいるようですし、固定価格買取りには国民は応分の負担をして原子力に代るエネルギーの開発、推進に協力しているのです。電力の自由化や送電網を拡充して、一日でも早く自然エネルギーの時代を築き上げなければなりません。

#### 4. 日弁連人権擁護大会の成果

10月1日、函館市で日弁連の人権擁護大会のシンポジウムが開催されました。1000人を超える弁護士、函館市民をはじめ道内外の多数（約250名）の人々が函館市民会館大ホールに参集しました。テーマは『北の大地から考える、放射能汚染のない未来へ—原発事故と司法の責任、核のゴミの後始末、そして脱原発後の地域再生へ』です。

原子力災害防ぐ  
判断基準確立を  
日弁連人権講義  
大余賀民撰  
日弁連は3日、北海道函  
館市で開いた「第5回人権  
擁護大会」で、「原発をめぐ  
る訴訟で原発が安全で人権  
侵害が発生しないと認めら  
れない限り、設置や運転を  
認めない司法判断の基準が  
確立されるよう求める宣言  
を採択した。原発災害の  
発生防止が目的。

宣言は、政府や原子力規  
制委員会の原発再稼働への  
動きを懸念し、原発事故  
による人権侵害を未然に防  
ぐには、裁判所による原発  
の安全性に関する司法審  
議が極めて重要」と訴えた。  
大会は先立つ2日に開かれたシンポジウムには、十  
数人が登壇。開町で建設中の電源開発が主催  
する「パワード」大闘議場にて、福島第一原  
発電所の事故で犠牲になった人々が参  
加して、原発が安全で人権侵害が発生しないと  
認めない司法判断の基準が確立されるよう求  
める宣言を採択した。

大会では、障害者権利等  
組みの強化を、国に求めら  
れる宣言も採択した。

第1部では、安全審査をうのみにして原発が持つ危険性を見抜けず、安全性の立証を低いハードルで許容してきた裁判所の姿勢を厳しく問い合わせる議論が展開されました。すなわち、原子力施設を運転する場合には「万が一にも災害を発生させない絶対的もしくはこれに準ずる高度の安全性」が確保されなければならないという結論です。

第2部では、「核燃サイクルからの撤退」と題して京大原子炉実験所の小出裕章氏と私の対談が行われました。もんじゅの破綻など「プルトニウム

「ムリサイクル」は機能不全に陥っており、「核兵器不保持の政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持する」という外務省の内部資料（1969.9）を根拠に、再処理継続の本音はブルトニウムを自国で製造保有し、潜在的核保有国としての立場を貫こうとしていると糾弾しました。

第3部では、原子力に代わる電力源として再生可能エネルギー産業を振興したり、第1次産業の復興を支援するなどして、原子力立地自治体の原子力マネーからの脱却を図るべきであるという提言がなされました。

そのほか、国を相手に大間原発の運転差止訴訟を提起した工藤函館市長のインタビューが行われ、“自分は函館市民の安全と生活を守るために、議会の全面的賛同を得て提訴しました”と、全国で初めての自治体提訴の理由を明言、会場は大きな拍手で盛上りました。

7時間近いシンポでしたが、いずれのテーマも、福島原発事故後解決されるべき重要な課題であり、翌日の大会で「宣言」として採択されました。原発については再稼働、新增設を認めず速やかに廃止、核燃・再処理は即時廃止という宣言内容となっています。

## 5. 再审理裁判

2014年（平成26年）9月5日第89回の再処理裁判が開かれ、準備書面（132）の陳述と、長崎大学の小川進教授作成の鑑定意見書（甲D第185号証）を証拠提出しました。

### (1) 石油備蓄基地の火災による影響評価について

再処理工場の事故原因はたくさんあります  
が、今回は核燃基地に隣接する石油国家備蓄基  
地の火災を取り上げました。

これは、51基（容量約11万KL）の石油タンクが林立する我国最大の備蓄基地ですが、再処理工場から900m離れているので火災が起きても安全、というのが従来の安全審査の結論でした。新基準でも「外部からの衝撃による損傷の防止」の条項（§9）で「工場の安全性を損な

わせる原因」として、航空機落下などと並んで「近隣工場等の火災」が挙げられています。はたして備蓄基地から 900m の距離があるという理由だけで危険要因に該当しないと言い切れるか。原子力規制委員会の適合性審査に先駆けて、その危険性を指摘したのが今回の準備書面です。(再処理準備書面(132)要旨参照)

この準備書面を提出するにあたって、小川教授に「むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響」という鑑定意見書を作成していただきました。同教授は工学を専攻されタンク火災についての専門家です。今から 30 数年前、日本環境会議のメンバーが核燃視察で来青した際には、まだ青年だった小川さんにお会いしております。今回の準備書面を作成した吉田毅さんも同会議のメンバーで、むつ小川原開発問題で学術書に寄稿していた関係で旧交がよみがえり、石油備蓄基地問題を取り上げることになった次第です。小川教授には今年 6 月の原告団総会で同じテーマで講演していただきました。

石油備蓄火災想定 再処理工場への 延焼可能性指摘 1 万人訴訟原告 被松原告団(浅石弘爾代 表が核燃料再処理工場へ 搬入許可取り消しを求めた 際に六ヶ所村の使 用を許可したこと の口頭弁論から 田中一彦裁判長 で審議された 結果は、むつ小川原 石油タンクで 火災が発生し、 石油タンクで あった。	南東側約 900m 地点にあ る再処理工場の敷地内でも 100 度以上の高温とな り、工場内の有機溶媒が発 火して火災が起きる可能性 が高いと主張した。 また、三沢市北部の三沢 公園にて、戦闘機などをから で射撃する訓練が行 われた場合、火災が起 きる危険性を指摘。 「国がこの影響について過小評価して いる」と非難した。 石油備蓄基地は、原 子力規制委員会がまとめた、原 子力施設の新規制基準に関する資料 会を提出したが、原告の 主張た口頭での反論はなか った。次回は 12 月 5 日。
2014.9.6 データー東北	

この意見書は、タンク 1 基のタンク火災の場合、タンク 1 基と 3 基の防油堤火災の場合、タンク全基の場合の 3 つのケースに分けて検討しています。その結果、タンク 3 基の防油堤火災

にまで拡大すると（全面火災の場合は当然）再処理工場は「人体接近限界」（消防服での限界で表面温度は 100 ~ 110 度）に達し、工場内の可燃性有機物（ドデカンなどの有機溶媒）に引火して火災が発生するという結論になっています（詳細は準備書面(132)の要旨を参照）。

科学的データを駆使しての検討がなされ、説得力のある内容となっているので、規制委員会がどのように判断するかが注目されるところです。次回以降に、この続編として、化学工場としての再処理工場で有機溶媒の火災・爆発事故が起きた場合の影響評価を小川教授にまとめていただき主張する予定です。

## (2) 被告の準備書面(33)

今回は航空機落下に関する新基準の解説がなされました。

ここでわかったことは、再処理工場の場合落下確率が  $10^{-7}$  (回 / 炉・年)、つまり一年間で 1000 万分の 1 以下なら考慮から外してよいこと、事故原因は故意によるケースは想定していないこと（例えば、9・11 のような航空機衝突テロは除外される）がはっきりしました。

次回も新基準解説が続き、いつになるやらわからない規制委員会の結論待ちに付き合わされることになります。海渡代理人が、皮肉を込めて裁判長に「この段階で一旦許可取消判決を出していただいて結着をつけるというのはいかがでしょうか」と提案したのも、むべなるかなといった感じでした。

## 6. おわりに

原発ゼロで今年の夏も乗り切りました。それなのに政府、電力会社、経済界は原発再稼働に向け躍起になっています。川内原発の火山活動評価は、御嶽山の噴火で信憑性を喪失し、地元住民の強い再稼働反対運動にさらされています。それなのに今から 30 年も前に運転開始した高浜原発 3, 4 号にもゴーサインを出そうとしています。

次回は 12 月 5 日（金）午後 1 時 15 分。今年最後の裁判です。多数の傍聴をお願いします。

# 再処理準備書面(132)要旨 むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響

十和田市在住 原告 吉田 毅

## はじめに

原告らは既に準備書面(43)「国家石油備蓄基地における火災事故の危険性と『むつ小川原港』の問題点」を提出している。

本準備書面では、新たに長崎大学大学院の小川進教授作成による2014年8月27日付鑑定意見書「むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響」をもとに、同教授が指摘する新たな問題点に、さらに地震以外での火災原因となりうる飛行物体落下の危険性や、現在行われている消防訓練の実態について、その問題点を検討した。

### 1. 被告のこれまでの主張

被告は、準備書面(14)において、「本件敷地の西側境界から石油備蓄基地まで約900m離れていることから、石油備蓄基地に火災事故が発生したとしても、その輻射熱による影響(有炎火の粉があるときの木材等の有機物が引火する限界値)が及ぶ範囲は380mと予測されており、この点からも、上記判断に合理性があることは明らかである」と反論していた。

### 2. 鑑定意見書による新たな問題点の指摘

小川教授は、鑑定意見書において、むつ小川原石油備蓄基地で、震度5の地震に襲われスロッシング火災が起きた場合を想定し、隣接している再処理工場の安全性にどのような影響を与えるかを検討し、以下のように結論している。

#### (1) 火災原因

過去の主な石油基地の事故例から、タンクは底板溶接部に弱点があり、地盤の変形で流出事故が起こる。また、軟弱地盤上では、震度3であっても大型タンクはスロッシングによるタンク上部からの溢流が起こる。震度5では、スロッシングから火災が起きている。いったん火災になった場合、消火不能で16日間炎上した事例が2回あり、全面火災に至った事例が2回ある。

#### (2) 火災の影響

① 防油堤火災がタンク3基まで拡大すると、隣接する再処理工場では、引火点が100°C以下の有機溶媒、例えばn-ドデカンが発火し、再処理工場が全面火災に及ぶ可能性が大きい。

なお、「防油堤」とは、タンクの漏油対策としてタンク2~4基を1グループとして高い堤で区切り、その堤内に油を閉じ込める構築物である。

- ② 防油堤火災では、火柱は300m~400mの高さに及び、それに伴う有害ガスによる周辺風下での被害も加わる。
- ③ 石油備蓄基地の可燃性ガスが充満している最近接タンク1基が爆発した場合、「危険限界距離」は1,381mとなり、約900m離れている再処理工場の窓ガラスが破損し、従業員にも影響が及ぶ。
- ④ 六ヶ所沖合2,600mのタンカー係留地から原油が流失して火災が発生した場合、風速6m/秒の条件で、波の高い洋上ではオイルフェンスは役に立たず、流出後120分後には拡散した油面の半径は560mに達し、「木造建物延焼限界距離」は2,470mに及んで沿岸の建物は延焼し、「人体接近限界距離」は3,930mに至って火傷を負う等、沿岸の住民に多大な被害を与える。

### 3. 公正・厳格な適合性審査を

今回的小川教授の指摘に照らすと、被告のこれまでの見解及び日本原燃の申請内容は、科学的な論拠を欠き、再処理工場に隣接している石油備蓄基地の火災事故を過小評価していることは明らかである。

ちなみに、現在、石油備蓄基地で行われている毎年のタンク火災想定訓練の規模は、51基のタンク群のうち、たった1基のタンク火災しか想定されていない。

### 4. 地震以外の火災原因

石油備蓄基地のタンク群は、地震に対して極めて弱い軟弱な地盤の上に設置されていること。さらに、隣接している米軍の天ヶ森射爆場で旋回した戦闘機からの落下物、民間航空機や軍用機の墜落、テロやミサイル攻撃などによるタンク破損、及びこれらによる火災・爆発炎上等に対しては全く無防備であり対策はなされていない。

#### まとめ

以上のように、本件安全審査では、再処理工場に隣接する石油備蓄基地の危険性が過小評価されており、被告は、今後の適合性審査にあたり、上記小川論文を十分に斟酌し、日本原燃の申請をすみやかに不許可にすべきである。

被告による根本的かつ公正な適合性審査が求められる。

# 川内原発再稼働するな！ フクシマを忘れない！

9・23 さようなら原発全国大集会に行ってきました。

弘前市在住 原告 佐原 若子

「さようなら原発」一千万署名市民の会が主催する全国集会は、当初代々木公園で行われる予定であったが、ご存知のようにヒトスジシマカだけに、ボウフラのように降って湧いた「 Dengue熱騒ぎ」によってその開催も危ぶまれていた。しかし全国の反原発の思いは強く、集会は亀戸中央公園で無事開催された。当日は晴天で16000人（公式発表）が集い、デモに出発した。亀戸中央公園は日立製作所の跡地であるという、何かしら因縁を感じながらその場所に座った。

木内みどりさんが司会、鎌田慧さん、大江健三郎さん、広瀬隆さん、澤地久枝さんらが壇上にあがりトークされた。その中に、第五福竜丸乗組員の大石又七さんがご高齢をおして、反核を訴えられた。他にもたくさんのマグロ漁船が被爆していたが日米両政府は何の責任も取らず、無念のうちに亡くなられた乗組員たち。大石さんは命ある限り、どこにでも出かけて被爆の恐ろしさを訴えて行くという。被爆国でありながら今なお、被爆の影響を軽視し真実を伝えない国の姿は変わらない。川内原発に反対する向原さん、韓国や台湾からも脱原発の訴えがあった。広瀬さんの「停止している原発は電気を生まないばかりか、電気を使って冷やしているんだよ」とのトークに会場が沸いた。

原発を推進する社会的整合性はどこにもない、安全神話は崩れ、地震によって壊れてしまったことが明白であるのに、未だに津波のせいにする電力、電力自由化の前に、電力会社は国民の声を聞き、両者が存続できる道を話し合うべき時だろう。非理性的で非現実的な原発推進を経産官僚の言いなりに、原発再稼働を容認する大臣。成長という病にとりつかれた財界は、原発がなくなることのマイナスしか考えられない。原発を輸出し、核の



デモに出発!!

ゴミ、再処理までも引き受けようという愚か者がいる。技術革新や新電力、再生エネルギー、天然ガス、コジェネ等々、世界の潮流は変わっている。地殻動乱期に入った今、原発廃止こそ、日本が生き残る道だ。命あっての物種でしょ！

原子力規制委員会・田中委員長は川内原発の新規性基準が「法律に基づいたレベルの安全性が確保されることを確認した」、再稼働の是非については「原子力規制委員会の判断の外にある」と述べている。さらに国は避難計画を自治体に丸投げし、責任の所在をあやふやにしている。

フクシマの事故があっても変わらない国。だから声を届けよう、市民の力で世論をしっかりとまとめ、保守層を巻き込み、脱原発を実現させよう。被曝は選択的ではない、誰の頭の上にも降ってくる。

世界は見ている、頑張ろう！

（今回の集会には成田さん、下館さん澤口さんとそれぞれのお嬢さん、イタリアからの友人親子も駆けつけてくれた。）

# 「脱原発原告団全国連絡会」 発足会に参加して

事務局 下館 洋子

9月23日の亀戸中央公園で開催された『さようなら原発全国大集会』に併せて、日比谷のさくら共同法律事務所で、上記の会が行われました。

今年6月に「脱原発原告団全国連絡会参加呼びかけ」というメールが届き、福島原発事故以降、全国各地の原発訴訟も増え、原発訴訟に係わる原告団が全国で手をつなぎ、交流・情報交換、各地の裁判支援、政府機関への統一交渉などを一緒に進めるために、原告団の全国連絡会をつくることの参加呼びかけでした。

呼びかけ人のメッセージとして、「子どもたちや住民が、もう二度と原発事故によってふるさとを失うことがないよう、健康被害を受けることがないよう、原発の再稼働に反対するとともに、原発すべてを速やかに廃炉にするために各地で裁判を闘つておられる原告団のみなさまに呼びかけます。

それぞれの闘いをお互いに支援するため、そしてまた、各地域での訴訟を全国的にアピールし、関心をもたない人たちにも、原発訴訟の重要性、緊急性を知っていただくために、全国各地の訴訟団が団結し、連帯できる、ゆるやかな全国組織をつくりませんか。

すでに全国の原発訴訟の弁護団は、『脱原発弁護団全国連絡会』をつくり、定期的に集まって情報を共有しながら、裁判を闘っています。それぞれの原発に特有の事情もありますが、共通する問題点も多く、弁護士さんたちの全国連絡会は、各地の裁判に大きな力になっていると思います。

共通する問題点や悩みを抱えている私たち原告団も、孤立して闘うのではなく、同じように連絡会をつくり、手をつないで、全国的な反原発のうねりをつくっていくべきではないでしょうか。これまで、1000万人署名の呼びかけなど、全国的な運動は大きな力になってきましたが、原発訴訟

団そのものが手を結んだ全国的な運動はまだありません。

2014年4月5～6日、福島で『原発と人権』の全国集会で顔をあわせた私たちは、期せずして、原告団の全国連絡会の必要性を訴えました。そのような事情から、私たちがまず呼びかけ人になって、連絡会の結成に向けて、動き出そうということになりました。」とあり、当原告団も、参加することにしました。

そして、顔合わせが9月23日におこなわれ、全国24訴訟中22の原告団の参加があり、参加団体多数のため正式発足が提案され承認され、活動のスタートを切りました。

当面の課題として、再稼働の動きが活発化している川内原発の方から報告があり、「再稼働阻止のために自分たちで出来る事は精一杯やっているが、資金面、情報提供などで支援をお願いしたい」ということでした。また、「5.21福井地裁大飯判決」の支持拡大に向けて11.5金沢地裁第1回控訴審期日に各地の訴訟団旗を結集させることが確認されました。

更に、「住民避難における当事者事業体および国の責任放棄と、自治体への責任転嫁という法律上の問題を訴えられないのか?」「住民が避難しなければならないこと自体が人格権侵害で違法だという裁判はできないのか?」との意見が出され、海渡弁護士から「すでに規制委員会の法がありそこでは避難計画が省かれてしまっているので行政訴訟では相手にされない」「『同意もしていないのに避難計画を作れと言われて、我々は何で作らなければならぬのか?作れないし、作らない』というのが大間原発訴訟の函館市の主張。こういう自治体を全国に広める運動が重要」などのお話がありました。

短い時間でしたが、全国各地で原発を止めるために日夜費やしている方々のお話は有意義でした。11月5日の大飯原発控訴審は地裁の判決が支持される裁判内容になることを期待しています。当日の傍聴はできませんが、郵送した『1万人訴訟告団旗』が力になってくれると思います。

# 2014年 反核燃 秋の共同行動の報告

事務局長 山田 清彦

今年1月、日本原燃は新規制基準に基づく安全審査を申請した際に、10月再処理工場完工を予定していた。そして、むつ市の中間貯蔵施設も、この頃には審査が終わって、校正試験用の使用済み核燃料の搬入強行があると思われていた。だが、私たちの運動の成果ではないのが非常に残念だが、活断層問題の未解明と申請書のずさんさが尾を引いて、再処理工場完工が1年半先送りとなりそう（10月末の社長記者会見まで不明）で、中間貯蔵施設への搬入も先送りとなつた。

そのような中で、標記集会が開催された。10月18日は青森市文化会館、19日はむつ市イベント広場で、其々に約70名が結集し、集会とデモ行進を行つた。

## 【青森行動】—— 集会とデモ



開会挨拶を浅石代表からいただき、私からは県内原子力施設の現況と、核のゴミの青森県への集積問題をこのまま放置していくのかとの提起をした。その後、平野良一さんから「忘れられた六ヶ所再処理工場からのトリチウム問題」の報告があり、福島からおいで吉澤正巳さん（浪江町『希望の牧場・ふくしま』代表）からは「福島県の現状報告」が語られた。

平野さんの報告は、通常の原発からのトリチウムの放出量に比べれば、福島の海洋へのトリチウム放出の現状は酷すぎるのは間違いないが、それよりも六ヶ所再処理工場の方が酷いのを、青森に住む私たちが忘れていいのかという警鐘であった。

吉澤さんは、国から殺処分を命じられた牛を、可能な限りに生かすことを目標に牧場を経営していることと、被曝の実態を明らかにする闘いをしている状況を語っていただいた。

特に、お持ちいただいたパネルの写真の一枚が衝撃的で、畜舎の金具に頭を繋がれた牛たちが、津波と原発事故の放射能で飼い主が戻れないまま、餓死してミイラになっていた。津波だけなら、その後に牛を救出できただろうが、放射能で立ち入り規制が行われ、飼い主が牛を見殺しにせざるを得なくなつたというのだ。このような惨劇を、原発のある場所で繰り返させてはいけないというので、吉澤さんは全国行脚をしているのである。

その後、八戸PeaceLandの山内さんの太鼓を先頭に、参加者一同でデモ行進を行つた。

## 【むつ行動】—— 集会とデモ

昨年は中間貯蔵施設近くで集会とデモ行進を行つたが、アピールすべき市民の姿が見えないと、いうので、今年はむつ市内で行うことにした。

むつ市の野坂庸子さん、櫛部孝行さんから現地の状況を語ってもらい、福島から吉澤正巳さんの報告をいただき、函館から竹田とし子さん、大間から佐藤亮一さん、東京から澤井正子さん、八戸から山名文世さんにそれぞれ報告をいただいた。

その後、むつ市イベント広場～マエダ本店前までデモ行進を行つたが、ご覧のとおりむつ市の中心部の電柱にはリサイクル燃料貯蔵の看板が大手を振つていた。また、マエダ本店前のバス停には、ここが海拔2.1メートルという標示もあった。

なお、採択した集会アピールをもとに、後日、県や事業者に申し入れをする予定である。

再処理工場完工延期と校正用核燃料搬入延期が明らかなので、申し入れは私たちが有利なのは間違いない。



# 近藤駿介・前原子力委員長 及び歴代前首相に問う

—福島第一原発事故の犠牲者と国民に謝罪し、  
自らの責任を明らかにせよ—

神奈川県在住 原告 山浦 元

政府は去る7月、国主導で高レベル放射性廃棄物の最終処分場を選ぶ「原子力発電環境整備機構（NUMO）」の新理事長に、近藤駿介・前原子力委員会委員長（東大名誉教授）を就任させました。

近藤氏は、原発事故・故障等評価委員会委員長であった当時の1990年9月9日、福島第一原発3号機が炉内の中性子激増で圧力が上昇し、緊急停止する事故が発生したとき、主蒸気隔離弁の設計～構造に関わる重大な想定外事故であったことを隠蔽し、一ヶ月後に運転再開を許可した人物です。

彼はエネルギーレビュー誌等で大衆を蔑視し、嘲笑する言辞を繰り返してきました。例えば1993年9月22日、最高裁がもんじゅ訴訟の住民の原告適格を認めたとき「裁判の入り口では気になる人がいるなら話を聞いてあげなさいよということだろう（同年11月号）」、1994年1月31日の女川原発訴訟判決（仙台高裁）と同3月24日の柏崎刈羽原発訴訟判決（新潟地裁）で、いずれも住民に対して請求棄却が言い渡されたとき「裁判所は、原告は絶対安全を安全の定義としているが、そうではないと門前払いした。原子力反対の人は、とにかく原子力という名前がつくから危険という論理を卒業できていない（同年5月号）」、1995年12月9日、もんじゅ原子炉の冷却系配管から大量のナトリウムが漏出し、燃焼火災事故が発生したとき「今回のナトリウム漏れはレベル0か1の事象なのに事件になってしまった。もんじゅの臨界当時、マスコミは過激なままでナトリウムを水と激しく反応する危険な物質と紹介していた。原子力関係者と公衆のナトリウムに対するこの危機感の違いが大騒ぎになった原因だ（1996年2月号）」と大衆を批判。そして2011年3月11日以降、「震災当日は携帯もつながらず何の情報もなかった。テレビで全電源喪失を知り、駄目だと思った（2012年6月29日付朝日新聞）」と信じ難い告白をした近藤氏は、原子力委員長として事故拡大の抑止に力を尽くすどころか、逃げ惑う福島県民を放置して何と「最悪のシナリオ」作りに熱中していたのです。それは3月25日付の「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題する文書で、「1号機の原子炉内で水素爆発が起これ、注水不能で格納容器が壊れ、放射線量が上昇して作業員全員が撤退したと想定、注水による冷却ができなくなった2号機と3号機の核燃料が溶融し

て原子炉が破損、4号機の使用済み燃料プールも注水不能で燃料が露出して溶融～破損、さらに1～3号機の使用済み燃料も溶融、その結果、膨大な放射性物質の放出が1年間続き、強制移住区域は半径170キロを超える、希望者の移転を認める区域が東京都を含む半径250キロに及ぶ可能性あり」云々。彼は、あの切迫した状況下で5日間も官邸の密室に閉じこもり、高校生でも容易に描ける自明で幼稚なシナリオの作文に時間を浪費していたのでした。驚愕した菅直人首相はこの文書を封印。現場で原子炉の状況を的確に把握し、一刻も早くメルトダウンの進行をくい止め、住民の被害を最小限にすべく総指揮を取るのが、未曾有の事故を引き起こした最高責任者の務めではなかったか？

近藤氏へのインタビュー記事が2012年6月29日の朝日新聞に掲載されましたが、増え続ける原発関連死者（現時点で1100人以上、9月12日付東京新聞）、放射能汚染に脅える全国民に対する一言の謝罪もなく「いま大切なのは原発の安全性の総点検であり、原子力の役割は終わっていない。使用済み核燃料の再処理は民間事業だから、本来民間で決めればいいことだ」と居直ったのです。国策だとして途方もない核のゴミと再処理工場を青森県民に押し付けておいて、何という言い草だ？ かくも低劣な似非学者にゴミの処分場を勝手に決められてはたまたものではない。

近藤氏や田中知賄賂学者らには、原子力に代表される現代科学技術文明の陥穀～負性～限界を根底から問い合わせ直す姿勢など微塵もなく、社会的弱者～被害者からの視点もない。我が国の原子力施設総体が活断層列島の砂上で揺らいでいる楼閣であり、どんな対策を講じても地震と津波と大事故は必ず起こります。原発、再処理工場、高速増殖炉のような取り返しのつかない過酷事故が生じる可能性のある巨大技術は根絶するしかないので。切尔ノブイリや福島の事故から得られた最大の教訓は、核兵器と同様、原発の存在自体が全世界を破滅させ得る暴力装置であったということです。

この期に及んでも近藤氏を始め、政・官・産・学のリーダーらにその認識のかけらもなく、掛け替えのない生態系を限りなく汚染し、国民の生命と生活を危機に陥れた責任を誰ひとり取ろうとしていません。

こそそそと電力会社から賄賂を貰い（2014年7月28日付朝日新聞）、3・11後も「原発政策を持続すべき」と語った中曾根康弘・元首相ら、原子力政策を狂信的に推進してきた歴代の全ての自民党首相も然りです。こういう連中は徹底した法の裁きの下で、自らの刑事責任を思い知らせるしかないとでしょう。  
(2014年9月 記)

# 福島原発事故の県内への影響 (その11)

## －放射線モニタリング情報による－

八戸市在住 原告 成田 忠義

23年度上半期に顕著だった3・11福島原発事故の影響も、同下半期以降はおおむね漸減しつつあり、3年を経過した25年度第4四半期（2014年1月～3月）の測定結果では、その影響は全く見られていない。

これを踏まえて、今回の報告書では事故が「平常の変動幅」（バックグラウンドレベル）に及ぼす影響について〔付1〕として検討がなされている。まず、半減期が2年と短いセシウム134については、今後も減少するものとして、これまでの「平常の変動幅」に寄与しないものとしている。次に、半減期が30年と長いセシウム137についてだが、降下物及び松葉については事故の影響が見られなくなりつつあり、これまでの「平常の変動幅」に寄与しないものとし、表土については、リサイクル燃料備蓄センターにおける測定値に上昇傾向が見られ、その影響は長期に及ぶと考えられるとして、「平常の変動幅」に寄与するものとしている。牧草及び海産食品ヒラメ・アイナメについては、比較的高い数値がみられることや明確な減少傾向がみられないこと

から、測定値を蓄積して検討するとされている。

以上については、下記を参照されたい。

### 「青森県原子力施設環境放射線調査報告書

（平成25年度第4四半期報）

「モニタリングつうしんあおもりNo.93」

<http://www.aomori-genshiryoku.com/monitor/conference/material/post-848.html>

また、原子力規制委員会HPから青森県及び近隣県（岩手県、福島県、茨城県、栃木県）の降下物中セシウムの数値を拾ってグラフ化（図1,2）すると、青森県では事故後5ヵ月ほどでのおおむね平常レベル（0.1Bq/m<sup>2</sup>以下）となっているが、隣接県では依然として高いレベルで確認されている。原子力資料情報室通信No.483（2014年9月1日発行）では、「放射性物質の放出量について、これまで東京電力では毎時1000万Bqとしてきたが、……5月からは毎時1000万Bq以下と表現するようになった」との記述があり、依然として予断を許さない状況が続いている。

なお、図1,2の作成に用いた定時降下物（環境放射能水準調査）の数値は、原子力規制委員会HP放射線モニタリング情報からの引用なので、興味を持たれた読者は下記のアドレスで確認されたい。

### 「定時降下物のモニタリング」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/195/list-1.html>

図1 青森県及び隣接県における降下物中セシウム134の推移

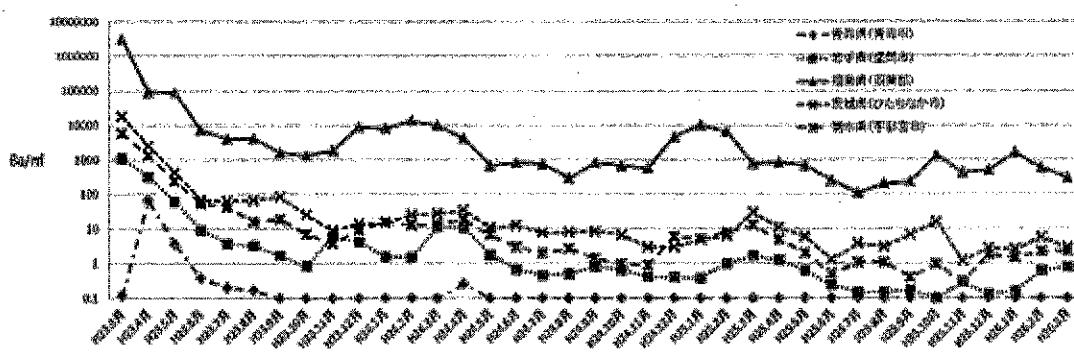
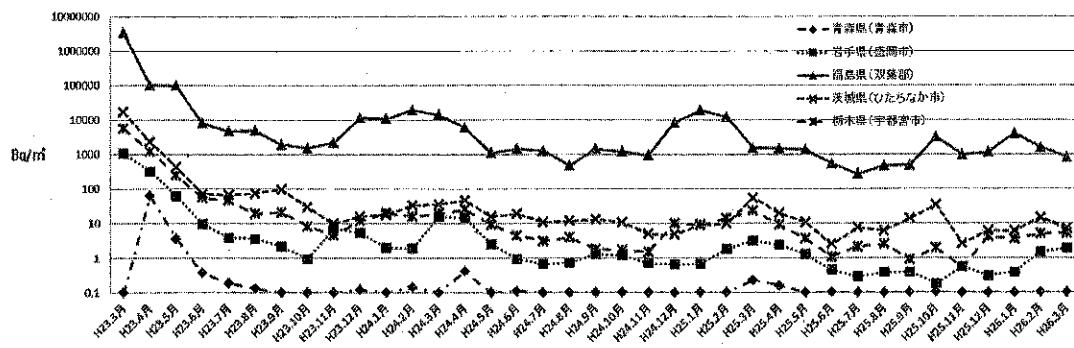


図2 青森県及び隣接県における降下物中セシウム137の推移



## 六ヶ所核燃などを巡る動き

2014年

7. 27 日本原燃：再処理工場の10月完工を事実上断念。
- 28 日本原燃：原発の燃料となる原料ウラン（六フッ化ウラン）約620トンを積んだ輸送船「ミレニアム ファルコン」がカナダからむつ小川原港に到着。原料ウランの搬入は6年ぶり41回目。国のエネルギー基本計画で原発を重要なベースロード電源と位置付けた中、ウラン燃料の搬入は原発再稼働を視野に入れた電力各社の動きといえそう。
- 28 日本原燃：ウラン濃縮工場に原発の燃料となる原料ウラン（六フッ化ウラン）約620トンが海外から6年ぶりに到着。荷主は国内の電気事業者10社。国のエネルギー基本計画で原発を重要なベースロード電源と位置付けた中、原発再稼働を視野に入れた各社の動き。
- 30 電源開発（Jパワー）：大間原発の建設現場を報道陣に公開。
8. 4 原子力関連施設が立地するむつ、大間、東通、六ヶ所の4市町村の首長：国に対する要望事項として、核燃サイクル事業を含む原子力政策の堅持などをあらためて求めるなどを確認。今秋までに要望する予定。
- 8 原子力規制委員会：再処理工場の新規制基準適合を確認する14回目の審査会合を開催。島崎邦彦委員長代理は、地表付近での構造の違いに応じて基準地震動を複数設定するケースもあり得ると指摘。
- 18 東京電力と東北電力：六ヶ所村に漁業振興費の本年度分として計2億円を近く支払うことで同村と合意。振興費支払いは本年度が最後で、2010年度から5カ年で計10億円となる。
- 19 青森県警と六ヶ所村：むつ小川原港で米軍機の墜落事故を想定した実動訓練を行った。同港での実施は初めて。8機関から約130人が参加し、墜落機の消火や負傷者の搬送など、緊急時の初動対応を確認。
- 27 原子力規制委員会の田中俊一委員長：むつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設の安全審査について、迅速な審査を原子力規制庁に求めた。国内原発のプールに貯蔵されている使用済み核燃料を早期に同施設に移し、保管の安全性を向上させる方が良いためとしている。
- 29 日本原燃：再処理工場内で水があふれ出た場合の溢水（いっすい）対策などを補充・追加した補正申請書を原子力規制委員会に提出。補正書提出は2度目。
9. 5 原告団：核燃裁判。再処理工場から最短900メートルに位置する「むつ小川原国家石油備蓄基地」が火災・爆発事故を起こせば、再処理工場への影響は避けられないと危険性を指摘した準備書面を提出。
- 11 原子力規制委員会の調査団：東北電力東通原発の敷地内断層を評価する10回目の会合を開催し、敷地内を縦断する主要な2断層「F-3」「F-9」について「活動性を否定できない」との意見が大勢を占める。
- 16 経済産業省の総合資源エネルギー調査会・原子力小委員会：核燃料サイクルの進め方について議論。委員からはサイクル事業への国の関与強化を求める声が相次いだ一方、政府が検討項目の一つとしている日本原燃の「認可法人化」については、「事業を継続するということを担保する意味で重要」「全く賛成できない」など賛否が分かれた。
- 17 日本原燃：10月を予定する六ヶ所再処理工場の完工時期を、2016年春ごろに延期することで最終調整。
- 18 原子力規制委員会の島崎邦彦委員長代理：任期満了に伴う退任せ見を開催。東通原発の敷地内破碎帯（断層）の評価や再処理工場の耐震審査などを担当してきた島崎氏は、東通など一部の原発の破碎帯調査が中途のまま離任することについて「非常に残念」と語った。
- 19 電気事業連合会の八木誠会長：核燃サイクルは「民間で」と。国の関与も求める。
- 23 川内原発再稼働するな！フクシマを忘れない！「さようなら原発全国大集会」：東京江東区の亀戸中央公園で開催。16000人が参加し、再稼働を断念させようと声をあげた。その後デモが夕刻まで続く。
10. 2 原子力規制委員会：核燃料サイクル施設に関する新たな原子力災害対策指針づくりなどの作業に入る。この指針見直しは、県と六ヶ所村が六ヶ所再処理工場操業に向けた日本原燃との安全協定締結の前提となる。
- 6 むつ市のリサイクル燃料貯蔵の久保誠社長：来年3月を予定している使用済み核燃料中間貯蔵施設の運転開始時期の見直しについて、「原燃側の動向を踏まえて判断する」と述べた。再処理工場操業を中間貯蔵施設運転開始の前提としている。
- 18 青森県内の反原発・反核燃団体：「秋の共同行動」と題した集会を青森市で開き、日本原燃六ヶ所再処理工場をはじめとする県内原子力関連施設の稼働、建設反対を訴える。

## 解体ショーアンマーチアーフ

### 大間超マグロ祭り 漁模様が好転

マグロの不漁と魚師の高騰で目玉行事のマグロ解体ショーが危ぶまれていた「大間超マグロ祭り」が25日から大間町大間港の特設会場で始まった。22日から漁模様が好転、1日3回の解体ショーは予定通り開けるめどがたち、「観光客をがっかりさせる事態は避けられた」と主催者側は胸をなでおろした。祭りは26日まで。

「東京築地に直送される地元産本マグロを地元で消費する機会をつくりたい」と、観光事業者など有志が13年前に始めた。解体ショーと即売会が名物で、「大間マグロが手に入る貴重な機会」と、この日も岡山県や栃木県から駆けつけた観光客がいた。

秋はマグロ盛漁期で、1日20本前後の水揚げがあるが、今年は「お盆明けからさっぱり」と漁業

玉の19日のイベント「日曜日はマグロだDAY」は中止となっただ。

この事態に、今年の祭りの冒頭で金沢満春町長が「大間・まぐろ町宣言」をした。大間マグロを守り、ブランドの信頼を守るために、「県外に挑んでいくことをここに宣言します」と誓い、約200人の観光客も巻き込んで「がんばろう」と気勢を上げた。



2014.10.26 朝日新聞

カンパを貰った方々です。  
ありがとうございました。

「個人情報保護のため、  
お名前の公表を控えます。」

## 編集後記

全国的には「核燃サイクル施設」の六ヶ所村より知名度が高い?「大間原発」の大間町で、10月25、26日の2日間にわたって『朝やけ、夕やけ、横やけ～大間超マグロ祭』が開催された。例年、盛漁期の秋には1日10～20本が水揚げされる超高級ブランド・マグロが、14年目の今年はお盆明けからの不漁でその開催さえ危ぶまれたが、漁模様の好転によって、金沢光春・大間町長が25日の祭りの開会式で「大間・マグロ町宣言」をし、目玉企画である解体ショーを行うことができたと報じられている。町のHPからその宣言の一部を紹介すると一「われわれの目の前には、宝の海と呼んできた津軽海峡がある。海の女神を祀り、海に感謝し、海の恵みで大間町は生かされてきた。かつて、この宝の海からマグロの影が消えてしまった時もあった。その10年もの間、大間の漁師たちは、マグロ一本釣りの技術と心意気を守り通してきた。この大間には、明治・大正の時代からマグロとともに生きてきた文化と誇りと意地がある。……(略)……われわれは誇りをもって、ここに「大間・まぐろ町」を宣言いたします。(以下略)」一とある。マグロの町・大間にふさわしい立派な内容だが、4カ月程前、北海道函館市による大間原発訴訟の提訴(7月3日東京地裁)へのコメントを求められた金沢町長は、「町としては大間原発推進の立場は不变である」としたそっけないものだった。北海道との最短地点である函館市汐首岬とはわずか17.5km、3.11福島原発事故は国の収束宣言をよそに、未だ13万人を超える避難者が不安な生活を強いられている。世界初のMOX燃料原発の安全性など町長や町議が確認できるものではなく、40年にもわたって安全神話に彩られてきた福島原発事故の現状から、その危険性を学んで欲しいものだ。(N記)

## お知らせ

### 核燃裁判(次回)

日 時：2014年12月5日(金) 13:30～  
場 所：青森地方裁判所

### 核燃裁判(次々回)

日 時：2015年3月6日(金)  
場 所：青森地方裁判所

## 会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封しました。何卒よろしくお願ひします。

## 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9  
浅石法律事務所内  
TEL・FAX: 0178-47-2321  
郵便振替: 02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

支 援 者／年間6000円(購読料共)  
サポーター／年間3000円(購読料共)  
eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp  
ホームページ http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/